



鳥取県公報

令和6年12月20日（金）
第9656号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（671）（孤独・孤立対策課） 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（672）（〃） 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（673）（〃） 2
	生活保護法による指定医療機関の再開の届出（674）（〃） 3
	保安林の指定施業要件の変更予定（675）（森林づくり推進課） 3
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課） 4

告 示

鳥取県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人YBCよなご泌尿器クリニック	米子市東福原五丁目10-23	令和6年10月1日
米子南整形外科クリニック	米子市道笑町四丁目122-2	令和6年11月1日

鳥取県告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
菅医院	西伯郡大山町安原1057-1	令和6年3月28日
ついき整形外科クリニック	米子市道笑町四丁目122-2	令和6年10月31日
長石医院	八頭郡智頭町大字智頭1537-6	令和6年11月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ちず薬局	八頭郡智頭町大字智頭1534-11	令和6年11月29日
有限会社つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目23-23	令和6年11月30日
ゆのはな薬局	米子市皆生新田三丁目5-19	〃
ひまわり薬局	米子市尾高904-7	〃

鳥取県告示第673号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人萌生会	西伯郡伯耆町長山161-1	ショートステイきずな	西伯郡日吉津村大字日吉津422	短期入所生活介護	令和6年12月15日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	小規模多機能型居宅介護事業所ガーデンハウス野花	東伯郡湯梨浜町大字野花440-2	小規模多機能型居宅介護	令和6年11月30日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人萌生会	西伯郡伯耆町長山161-1	ショートステイきずな	西伯郡日吉津村大字日吉津422	介護予防短期入所生活介護	令和6年12月15日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	小規模多機能型居宅介護事業所ガーデンハウス野花	東伯郡湯梨浜町大字野花440-2	介護予防小規模多機能型居宅介護	令和6年11月30日

鳥取県告示第674号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定訪問看護事業等を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	再開年月日
株式会社シニアリビング・スタイル	米子市安倍200-1	こころね訪問看護ステーション東福原	米子市東福原三丁目9-1	令和6年11月1日

鳥取県告示第675号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町姫路字下モ山712、落岩字三山口717の12

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町大門字大光寺口131、134の1、134の2、字大光寺143、821
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和6年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生
陸上要員（男女）、海上要員（男女）及び航空要員（男女）
- 2 募集期間
令和6年12月23日（月）から令和7年2月7日（金）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 筆記試験及び適性検査（WEB試験方式）
令和7年2月16日（日）から同月18日（火）までの任意の1日
 - (2) 口述試験及び身体検査
令和7年2月22日（土）
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期
採用予定通知書で通知する。
- 7 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所（0857-26-4019）

倉吉地域事務所（0858-47-3250）

米子地域事務所（0859-33-2440）